

物流倉庫分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成労に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外務大臣
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、物流倉庫分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成労制度に共通する事項

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成労産業分野）

物流倉庫分野

2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

物流倉庫分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である物流倉庫分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

各企業において、ピッキングやパレタイズを自動で行うロボットや無人フォークリフト、無人搬送車（AGV）の活用など、様々な機器やシステムの導入に

より、庫内作業の省力化に取り組んでいる。

業界団体において、業界全体に向けた優良事例の横展開や自動化・機械化機器等の普及を図るため、先進的なDXの取組をしている事業者や販売事業者を講師としたDXセミナー・説明会を開催している。

国土交通省では、昨今の物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展等に対応するため、流通業務の効率化を図り、省力化に資する事業計画を認定し、認定された事業に対して、財政投融資等の支援を行っている。また、「物流施設におけるDX推進実証事業」において、物流倉庫のDX化による省力化の取組を支援している。

イ 国内人材確保のための取組

(ア) 女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

性別や年齢等を問わない多様な方の就業推進に向けて、指針の提示や広報の充実、職場環境の改良等が進められており、具体的には、業界団体により事業者へ向けて倉庫業における高齢者の活用に向けた考え方や指針を示す「倉庫業・高齢者雇用推進ガイドライン」や物流倉庫の業務内容や事業者を紹介するPR動画が製作されている。事業者においても、従業員の要望を取り入れ、休憩室や食堂、自社送迎バスを導入する事例や託児所、パウダールームを設置する事例が出てきている。

(イ) 処遇改善

処遇改善に向けては、国土交通省と業界団体が連携し、賃金引上げに向けた価格転嫁や取引適正化を進めているところであり、具体的には、内閣官房及び公正取引委員会の連名で策定された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底を呼びかけている。

また、「トラック・物流Gメン」や業界団体による事業者向けの相談窓口からの意見聴取や情報収集を通じ、荷主との取引の適正化を推進している。

(ウ) 安全衛生対策

安全衛生対策については、各事業者において、現場作業における安全教育・訓練を定期的に実施するとともに、厚生労働省作成の安全衛生に係る教材を用いた研修を実施している。また、業界団体において、労働災害防止に資する実務マニュアルを策定しているほか、安全実務講習会を実施している。

(エ) (ア) の成果

上記(ア)の取組もあり、定年後再雇用の上限年齢を70歳以上としている事業者の割合は、業界団体の調査によると、令和4年度は15.1%であったが、令和6年度は20.2%に上昇した。また、倉庫業における全就業者数に対する女性の割合は、「労働力調査(総務省)」によると、令和元年度は40.7%であったが、令和6年度は42.8%に上昇した。

(オ) (イ) の成果

上記(イ)の取組もあり、倉庫業における春闘賃上げ率は令和元年度に1.87%であったところ、令和6年度には5.69%に上昇した(全日本倉庫運輸労働組合同盟の集計による)。

(カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組もあり、「労働災害動向調査(厚生労働省)」によると、倉庫業における労働災害率(度数率)は、令和5年には3.24となっている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

近年、EC市場の拡大等による保管需要の増加等に伴い物流倉庫の面積及び稼働率が増加していることを背景に、人手不足が深刻化している。例えば、普通倉庫における従業員1人あたりの所管面積は、令和元年度633m²から令和5年度674m²となり、直近5年間で約6%伸張している(国土交通省「倉庫事業経営指標(概況)」)。

業界団体が令和6年2月にそれぞれの会員事業者向けに行ったアンケートによると、令和6年時点での物流倉庫分野の人手不足数は1万9,000人程度となっている。これに近年の倉庫面積の伸張と新規採用者及び離職者数の推移傾向を加味すると、令和10年度には34万人程度の就業者が必要となるが、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が3万6,800人程度緩和されることが見込まれるもの、なお1万8,300人程度の人手不足が見込まれる状況である。

また、業界団体がそれぞれの会員事業者向けに行ったアンケートによると、ハローワーク経由の求人件数/応募件数の値は2.54(令和6年1月から12月)となっており、人手不足の状況にあるといえる。業界全体で生産性向上や国内人材確保に取り組んでいるが、定年退職者数の多さや新規採用の厳しさにより、人手不足は深刻な課題となっている。

物流倉庫分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、引き続き物流倉庫産業需要に対応し、物流倉庫分野を存続・発展させていくためには、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数(育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。)

ア 物流倉庫分野全体の受入れ見込数

物流倉庫分野全体における令和8年度から令和10年度までの3年間の受入れ見込数は、1万8,300人である。

当該受入れ見込数は、物流倉庫分野において、令和10年度には5万5,100人程度の人手不足が見込まれる中、倉庫管理システム等活用による生産性向上(令和10年度までに2万300人程度)や、女性及び高齢者の起用による追加的な国内人材の確保(令和10年度までに1万6,500人程度)を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

物流倉庫分野における令和8年度から3年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、1万1,400人であり、これを令和10年度末までの3年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

物流倉庫分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込

数は、6,900 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 物流倉庫分野をめぐる人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 物流倉庫分野の 1 号特定技能外国人及び育成労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 有効求人倍率
- ③ 業界団体を通じた特定技能所属機関及び育成労実施者等への調査
- ④ 特定技能制度における物流倉庫分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成労制度における物流倉庫分野に係る分野別協議会（以下単に「育成労の協議会」という。）による特定技能所属機関、育成労実施者等からの状況把握

(2) 入管法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成労法第 12 条の 2 の規定による育成労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成労認定（育成労外国人及び育成労認定が育成労法第 16 条第 1 項の規定により取り消されたことにより育成労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成労及び特定技能 1 号に係るキャリ

アステップの概要を内容とする物流倉庫分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

物流倉庫分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験

（2）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、物流倉庫分野における特定技能外国人又は育成労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

（3）大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、特定技能・育成労の協議会等と連携し、地域別の有効求人倍率等により地域的な人手不足の状況について定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得た情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成労働外国人、特定技能所属機関及び育成労働実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

物流倉庫分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格した者とする。

(1) 技能水準

物流倉庫分野特定技能1号評価試験

(2) 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

物流倉庫分野において設定する業務区分は物流倉庫とし、当該業務区分において従事する業務は、物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業を実施する業務とする。

なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務所への連絡や報告、作業場所の整理整頓や清掃、台風等の接近に備えた貨物の移動や雨水侵入防止措置等）に付随的に従事することは差し支えない。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

① 特定技能所属機関は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定に基づき国土交通大臣による倉庫業の登録を受けた倉庫業者であって、貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業（以下「倉庫作業」という。）を自ら実施する者、当該倉庫業者との間の業務委託に基づき当該倉庫業者が占有する営業用の倉庫において倉庫作業を実施する者又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づき国土交通大臣による一般貨物自動車運送事業の許可若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者であって、その占有する倉庫において倉庫作業を自ら実施する者若しくはその事業に関連して他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施する者であること。

② 特定技能所属機関は、生産性や労働安全衛生の向上に資するものとして、入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を持つシステムやこれに準ずるシステムを利活用すること。併せて、当該システムと連携することでその機能を拡充させ、一層の作業の省力化及び労働安全衛生の向上を図ることのできる機器又はシステムの利活用を継続して行うこと。これらの利活用の状況について、特定技能の

- 協議会において定める方法により、特定技能の協議会の入会から概ね1年を目途に事業者から特定技能の協議会へ報告し、確認を受けること。
- ③ 倉庫業者との間の業務委託に基づき当該倉庫業者が占有する営業用の倉庫において倉庫作業を実施する者が特定技能所属機関となる場合には、受け入れる特定技能外国人の雇用の継続性につき、業務委託元の倉庫業者と業務委託を受けて倉庫作業を実施する者の間で、両者が共同で責任を持つ内容の協議書を作成し、取り交わすこと。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員であること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑦ 特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑧ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。
- ⑨ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
- i 特定技能の協議会の構成員であること。
- ii 特定技能の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- iii 特定技能の協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
- iv 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

物流倉庫分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

（1）育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参考枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

（2）育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

物流倉庫分野育成就労評価試験（初級）

イ 日本語能力水準

上記1 (1) ①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

物流倉庫分野特定技能1号評価試験

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

物流倉庫分野の物流倉庫の業務区分においては、主たる技能として、物流倉庫を設定する。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連する業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、物流倉庫分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

物流倉庫分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

物流倉庫分野育成就労評価試験（初級）

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参考枠」のA2.1相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間

転籍制限期間は1年とする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

物流倉庫分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣による倉庫業の登録を受けた倉庫業者であって、倉庫作業を自ら実施する者、当該倉庫業者との間の業務委託に基づき当該倉庫業者が占有する営業用の倉庫において倉庫作業を実施する者又は貨物自動車運送事業法の規定に基づき国土交通大臣による一般貨物自動車運送事業の許可若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者であって、その占有する倉庫において倉庫作業を自ら実施する者若しくはその事業に関連して他人の需要に応じ、有償で倉庫作業を実施する

者であること。

- ② 育成就労実施者は、生産性や労働安全衛生の向上に資するものとして、入庫管理、在庫管理及び出庫管理の機能を持つシステムやこれに準ずるシステムを利活用すること。併せて、当該システムと連携することで機能を拡充させ、一層の作業の省力化及び労働安全性の向上を図ることのできる機器又はシステムの利活用を継続して行うこと。これらの利活用の状況について育成就労の協議会において定める方法により、協議会の入会から概ね1年を目途に事業者から協議会へ報告し、確認を受けること。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- ④ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑤ 育成就労実施者は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。
- ⑥ 育成就労実施者は、育成就労雇用契約に基づき育成就労外国人を物流倉庫分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

イ 監理支援機関に対して特に課す条件

- ① 監理支援機関は、育成就労の協議会の構成員であること。
- ② 監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- ③ 監理支援機関は、育成就労の協議会に対し、必要な協力をを行うこと。
- ④ 監理支援機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。